

こども分野における 経済・財政一体改革の検討事項等について

令和 7 年 4 月 28 日

経済・財政一体改革推進委員会
社会保障ワーキング・グループ

令和7年度中に検討が行われる主な事項

1. 少子化対策・こども政策

- ・ こどもまんなか実行計画の改定
- ・ 令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の準備状況
- ・ 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方について
- ・ 保育士等の処遇改善

2. 医療・介護制度

- ・ 中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンの在り方の検討状況
- ・ ケアマネジメント及び軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方に関する検討状況
- ・ 介護保険の給付と負担の見直しに関する検討状況
- ・ 医療保険の給付と負担の見直しに関する検討状況
- ・ 医療従事者、介護職員の処遇改善

1. 少子化対策・こども政策

こどもまんなか実行計画の改定

これまでの取組状況	今後の取組方針
○ こども未来戦略、こども大綱やこどもまんなか実行計画に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく。こうした施策の実施に当たっては、数値目標を含めた指標を活用してP D C Aを推進するなどE B P Mを確実に実行していく。 ○ 「こどもまんなか実行計画2024」は、こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランとして令和6年5月に策定された。 ○ 「こどもまんなか実行計画2024」は、別紙1において、加速化プランの施策を含め、新規・拡充施策などの本文中のこども施策の重要施策を中心に、令和6～10年度にどのように取り組んでいくかを「工程表」としてをとりまとめ、網羅的に整理した。	○ 引き続き、こども未来戦略、こども大綱やこどもまんなか実行計画に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていく。 ○ また、今後、「こどもまんなか実行計画2025」を、骨太の方針（6月目途）までに別紙1の工程表等も含めて改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映する。 さらに、こうした施策の実施に当たっては、数値目標を含めた指標を活用してP D C Aを推進するなどE B P Mを確実に実行し、継続的に施策の点検と見直しを図る。

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども基本法に基づくこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針（※）及び重要事項の下で進めていく、**幅広いこども政策**の具体的な取組について、下記に掲げる施策をはじめ、各省庁の行う**こども施策約400施策**を、**政府一丸となって強力に推進**していく。
- 今後、こども家庭審議会において**施策の実施状況や指標等を検証・評価**し、その結果を踏まえ、**毎年、骨太の方針（6月目途）までに改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映**。これらにより、継続的に施策の点検と見直しを図る。

（※）参考：こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）に示された6つの基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④良質な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいり）の打破に取り組む。
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- （1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
こども基本法やこどもの権利条約に関する普及啓発、学校教育における人権教育の推進、相談救済機関の事例周知（こどもの権利擁護に関する調査研究）、子育て世帯等に関する住宅支援の実施 等
- （2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
体験活動の推進、教育を通じた男女共同参画の推進 等
- （3）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
プレコンセプションケアの推進（プレコンセプションケア5か年計画）、母子保健情報のデジタル化 等
- （4）こどもの貧困対策
教育の支援、生活の安定に資するための支援（こどもの生活支援の強化、ひとり親家庭に対する子育て・生活支援）、保護者の就労支援、経済的支援 等
- （5）障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域の支援体制の強化・インクルージョンの推進（地域における障害児支援体制の強化とインクルージョンの推進）、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組 等
- （6）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
こども家庭センターの整備、家庭支援事業の推進、児童相談所の体制強化（新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン）、里親等委託の推進、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 等
- （7）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
こどもの自殺対策緊急強化プランの推進、こどもの自殺の要因分析、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども性暴力防止のための総合的な取組、非常災害対策、災害時における学びの確保等
- （8）こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進
こどもの悩みを受け止める環境づくり等の推進

* こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとっての分かりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。

こども施策に関する重要事項**2 ライフステージ別の重要事項****(1) こどもの誕生前から幼児期まで**

出産に関する支援等の更なる強化、産前産後の支援の充実と体制強化、妊婦のための支援給付、乳幼児健診等の推進、「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進（こども誰でも通園制度の推進）、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進、特別な配慮を必要とするこどもへの支援、幼児教育・保育の質の向上（学級編制に係る基準の引下げ）、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等 等

(2) 学童期・思春期

学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進（次期学習指導要領の在り方の検討）、居場所づくり、いじめ防止対策の強化、不登校のこどもへの支援体制の整備・強化（地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援）、校則の見直し、体罰や不適切な指導の防止 等

(3) 青年期

高等教育の充実、若者への就職支援、「賃上げ」に向けた取組（三位一体の労働市場改革の着実な実施）、結婚支援 等

3 子育て当事者への支援に関する重要事項**(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減**

高校教育の無償化、高等教育費の負担軽減、児童手当の拡充 等

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 等

(3) 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

男性の育児休業取得支援等を通じた「共働き・共育」の推進、柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正 等

(4) ひとり親家庭への支援

親子交流の推進と養育費に関する相談支援や取決めの促進 等

こども施策を推進するために必要な事項**1 こども・若者の社会参画・意見反映**

- ・「こども若者★いけんぷらす」の着実な実施（各府省庁におけるこども・若者意見反映の促進）
- ・地方公共団体へのガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援
- ・社会参画・意見反映を支える人材の育成
- ・多様な声を施策に反映させる工夫（こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン）
- ・若者が主体となって活動する団体等との連携強化・取組促進 等

2 こども施策の共通の基盤となる取組

- ・「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM
- ・こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- ・地域における包括的な支援体制の構築・強化 等

3 施策の推進体制等

- ・国における推進体制、自治体こども計画の策定促進、安定的な財源の確保 等

こどもまんなか実行計画2025に向けた、EBPMの推進について

- こども大綱、こどもまんなか実行計画において、「こどもまんなか社会」の実現に向けた12の目標・約380件の指標(大綱の指標約60件・実行計画の指標約320件)を設定。これらの目標や指標の進捗状況について、こども家庭審議会で確認の上、実行計画2025について審議。
- また、今回、こども家庭庁の予算事業について、行政事業レビューの内容を1事業1枚で概括的にまとめた「EBPMシート」を作成。(約100事業分) こども家庭審議会での評価検証議論にも活用。
- 併せて、「こども若者★いけんぷらす」の枠組みを活用して、こども・若者に2事業の評価・検証をしてもらい、その結果を実行計画2025に反映。
- 加速化プランをはじめ少子化対策については、政策目標・KPI第2階層・KPI第1階層・施策の関係を整理して「少子化対策KPI」としてまとめており、少子化対策の評価・検証に役立てる仕組みを構築。

※これらはお互いに共通の目標・指標を活用することで整合性を確保。



こどもまんなか実行計画 別紙1 工程表の例①

Ⅱ-1-(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
相談救済機関の調査研究・実態把握及び事例の周知	調査研究【こども家庭庁】 「全国行政苦情救済・オンブズマン制度研究会」等を開催し、実態把握やこども家庭庁が実施した調査研究結果も踏まえた事例の周知【総務省】	事例周知【こども家庭庁】			

Ⅱ-1-(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

項目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた「遊びと体験」の推進	「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた普及啓発・人材養成・調査研究の集中的な実施【こども家庭庁】 「はじめの100か月の育ちビジョン」の取組施策の総合的な推進【こども家庭庁を中心とした政府全体】				
こども・若者の体験活動の推進	「体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト」や国立青少年教育振興機構における「子どもゆめ基金事業」等を通じた自然体験活動をはじめとした体験活動の推進【文部科学省】				
学校における体験活動の推進	学校等における宿泊体験活動の機会の創出に可なり支援【文部科学省】				
読書活動の推進	第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」等に基づく読書活動の総合的な推進【文部科学省】 「視覚障害者等の読書活動の推進に関する基本的な計画」に基づく図書館における障害者の利用促進【文部科学省】		次期計画に基づく図書館における障害者の利用促進【文部科学省】		次期計画に基づく読書活動の総合的な推進【文部科学省】
こどもたちへの文化芸術体験機会の提供・充実	・学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業の実施 ・伝統文化親子教室事業の実施 ・資料館・音楽堂等における子供舞台芸術鑑賞支援事業の実施【文部科学省】				
青年国際交流事業の実施による人材育成	青年国際交流事業の実施【内閣府】				
STEAM教育の推進	STEAMライブラリー活用・普及促進【経済産業省】				
特定分野に特異な才能のあるこどもに対する指導・支援	特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議・審議のまとめに基づき実証研究等を実施【文部科学省】			実証研究の成果を全国に展開するとともに、必要に応じ制度改正等を検討【文部科学省】	
教育を通じた男女共同参画の推進	児童生徒向け教材等の活用促進【文部科学省】 幼児期の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に資する調査研究【文部科学省】				

こどもまんなか実行計画 別紙1 工程表の例②

Ⅱ-1-(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
プレコンセプションケアの推進	「妊娠と薬」と連携した相談支援の実施開始【こども家庭庁】	実施自治体を増加【こども家庭庁】			すべての都道府県において「妊娠と薬」と連携した支援の実施【こども家庭庁】
	性と関係の相談センターでのライフステージに応じた相談支援等の推進【こども家庭庁】				
	女生ナショナルセンター機能を有する成育医療研究センターにおいてプレコンセプションケアを含めた成育医療の推進に関する研究・相談支援・人材育成などの推進【こども家庭庁】				
国立成育医療研究センターにおける「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築等	「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築に係る組織体制やシステムの整備、人材の確保、研究等の推進【厚生労働省】				
	「女性の健康」に関するナショナルセンター機能の構築に係る施設整備【厚生労働省】				
母子保健のデジタル化の推進	希望する自治体から先行実施【こども家庭庁、デジタル庁】	・PMH導入自治体拡大【こども家庭庁】 ・必要に応じて更なるPMHの機能追加・拡充【こども家庭庁、デジタル庁】 ・電子版母子健康手帳に係るガイドライン等の発出【こども家庭庁】		R 8年度～ ・母子保健DXの全国展開 ・電子版母子健康手帳の普及【こども家庭庁】	
	電子版母子健康手帳に係る課題の整理【こども家庭庁】				
	制度改正【こども家庭庁】				

Ⅱ-1-(4) こどもの貧困対策

項目	R 6年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度
子どもの進路選択支援事業	学習・生活習慣の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する相談・助言を行うアウトリーチ事業の実施【厚生労働省】				
ひとり親家庭及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援	こどもの生活・学習支援事業の実施【こども家庭庁】				
進学・就職準備給付金	進学・就職準備給付金支給の実施【厚生労働省】				
円滑な食品アクセスの確保の推進	地域の体制づくり等の支援【農林水産省】 支援策の更新、見直し・活用促進【農林水産省、関係省庁】				
こどもの生活支援の強化	地域こどもの生活支援創出事業の実施【こども家庭庁】				
ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	ひとり親家庭等日常生活支援事業等による子育て・生活支援の実施【こども家庭庁】				
被保護者に対する就労支援	被保護者就労支援事業及び労働者就労準備支援事業の実施 (令和7年度から生活困窮者向けの就労準備支援事業を生活保護受給者も利用できることとする)【厚生労働省】				

令和7年度予算案のEBPM「地域少子化対策強化事業」

EBPMシートの一例

課題データ

第16回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所・2021年）
 ・結婚意思のある未婚者（25～34歳）が独身でいる理由
 「適当な相手にめぐり合わない」 男性：43.3%、女性：48.1%
 「必要性をまだ感じない」 男性：25.8%、女性：29.3%
 「結婚資金が足りない」 男性：23.1%、女性：13.4%
 こども政策の推進に関する意識調査（こども家庭庁・2023年）
 ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%

事業

地域少子化対策強化事業

令和6年度補正予算：84億円
 令和7年度当初予算案：10億円

・結婚、子育てに関する地方公共団体の取組（結婚に対する取組、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成の取組）を支援する（補助率：1/2、2/3）とともに、自治体間連携を伴う取組等を重点的に支援する（補助率：2/3、3/4）。
 ・結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援する（補助率：1/2、2/3）。
 ・地域の結婚支援センターについて、民間事業者も加え、更なる取組向上に向けた業務調査・業務改善の推進のほか、官民連携型結婚支援の強化、結婚支援等における地方間のネットワークの強化を図る。

※アウトプットの（）内は直近の実績値

EBPM指標	アウトプット	市町村と連携して結婚支援に取り組む都道府県の数の上昇 2025年度見込み 40都道府県 (35都道府県)		都道府県と連携して結婚支援に取り組む市町村の数の上昇 2025年度見込み 670市町村 (471市町村)		結婚新生活支援事業に取り組む市町村の数の上昇 2025年度見込み 940市町村 (766市町村)		結婚・妊娠・出産・子育てに温かい社会づくり・気運醸成に取り組む都道府県の数の上昇 2025年度見込み 47都道府県 (46都道府県)		地方公共団体における効果的な少子化対策の支援に資する調査等の実施	
	短期アウトカム	結婚支援センターの登録人数					結婚新生活支援事業の事業対象世帯の支給世帯数の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) 2023年度実績 9,005世帯		交付金事業の事業対象者(住民等)の参加人数の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) 2023年度実績 約53万人		—
	中期アウトカム	都道府県における公的結婚支援による成婚者数	交付金事業に対する事業対象者(住民等)の満足度 2025年度目標 80%	希望どおりの結婚に向けて後押ししてくれたと感じた人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇	結婚新生活支援事業が結婚に伴う経済的不安の軽減に役立ったと答えた世帯の割合の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) 2023年度実績 93%	結婚・妊娠・出産・子育てに前向きになったと感じた人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇	交付金事業に対する事業対象者(住民等)の満足度 2025年度目標 80%	—			
	長期アウトカム	未婚者が結婚しない理由「適当な相手にめぐりあわない」割合の低下 直近の成果実績より低下 (参考) 2021年度実績 45.7%	未婚者が結婚しない理由「結婚資金が足りない」割合の低下 直近の成果実績より低下 (参考) 2021年度実績 18.2%		「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) 2023年度実績 30.9%	「自分の将来についての人生設計(ライフプラン)について考えたことがある」人の割合の上昇 直近の成果実績より上昇 (参考) 2023年度実績 51.8%	男性の育児休業取得率 2025年度目標 50%	調査等の成果物の横展開			

目標

こども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み

課題データ

不登校児童生徒数の現状（令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省））

- ・小中学校の不登校児童生徒数 … 約29.9万人
- ・不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒数 … 約11.4万人（38%）

事業

地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援事業

令和6年度補正予算：2.6億円
令和7年度当初予算案：2百万円

- ・地域において、不登校のこどもの心身の状況や、休み始めから回復するまでの時期に応じた支援の手法等について開発・実証
- ・地域の不登校総括支援員（仮称）が、こどもや保護者の悩みやニーズに応じ、一人一人に応じたサポートを行うために、関係行政機関・医療機関・民間施設等へのつなぎ・働きかけを行うなどにより、地域における包括的で切れ目ない支援体制を構築

※アウトプットの（）内は直近の実績値

EBPM指標

アウトプット

モデル事業を実施する自治体数 **2025年度 20自治体**（－）

短期アウトカム

モデル事業を実施する自治体のうち、相談につなげていないこどもの数（割合）が低下した自治体の割合
2025年度 8割

長期アウトカム

学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校の児童生徒の割合（現状38%）の低下

目標

こども・若者の権利保障と
その視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべてのこども・若者の
健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成と
その実現を阻む隘路の打破

こども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み

令和7年度予算案のEBPM「母子家庭等対策総合支援事業」

EBPMシートの一例

課題データ

母子家庭・父子家庭等の現状（令和3年度ひとり親世帯等調査）

- ・世帯数 母子家庭 119.5万世帯 父子家庭 14.9万世帯
- ・就業状況 母子家庭就業率 86.3% 父子家庭就業率 88.1%
 - 〔 就業者のうち正規の職員・従業員 母子家庭 48.8% 父子家庭 69.9% 〕
 - 〔 就業者のうちパート・アルバイト等 母子家庭 38.8% 父子家庭 4.9% 〕
- ・平均年間就労収入 母子家庭236万円 父子家庭496万円

事業

母子家庭等対策総合支援事業

令和6年度補正予算：4.5億円
令和7年度当初予算案：180億円

本事業は、都道府県等が実施するひとり親家庭の就業・自立支援、子育て・生活支援等の事業に要する経費に対して補助金を交付し、地域におけるひとり親家庭等対策の総合的な支援の充実を図ることを目的とする。

※アウトプットの（）内は直近の実績値

EBPM指標

アウトプット

母子家庭等就業・自立支援事業による就業相談件数
2025年度 99,655件以上
(99,655件)

高等職業訓練促進給付金等事業の支給件数
2025年度 8,093件以上
(8,093件)

母子・父子自立支援員による相談件数
2025年度 214,586件以上
(214,586件)

地域こどもの生活支援強化事業の実施自治体数
2025年度 200自治体以上
(-)

短期アウトカム

母子・父子自立支援プログラム策定事業における自立支援計画書策定件数
2025年度 5,339件以上

給付金を受けて訓練修了した者に占める資格取得者の割合
2025年度 98%以上

ひとり親家庭等日常生活支援事業による生活支援件数（実件数）
2025年度 2,663件以上

地域こどもの生活支援強化事業の実施箇所数
2025年度 800箇所以上

長期アウトカム

自立支援計画書策定者にかかる就業実績（母子家庭の母等の就業実績等調査）
2028年度 3,409件

給付金を受けて資格を取得した者（修学継続中を除く）に占める就業者数の割合（母子家庭の母等の就業実績等調査）
2028年度 86.6%

ひとり親家庭の子育てを支え、親子で心穏やかに過ごす時間を持てるようにする

こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る

母子家庭・父子家庭等の平均年間就労収入 **2028年度 少なくとも10%以上増** ※2021年度調査比

目標

子ども・若者の権利保障とその視点の尊重、意見聴取と対話

良好な成育環境の提供

すべての子ども・若者の健やかな成長の保障

結婚・子育てに関する希望の形成とその実現を阻む隘路の打破

子ども・若者の幸福な生活 / 少子化トレンドを大きく変える / 未来を担う人材の育み

政策目標

加速化プランのPDCAを進める際の4原則
（こども未来戦略）

KPI第2階層

少子化の
トレンドの
反転

こどもを
産みたい、
育てたいとの
希望が叶う
社会の実現

こどもたちが
健やかに
育まれる
社会の実現

（政策目標について状況を把握するための指標（例））

- 希望出生率
- 合計特殊出生率
- 夫婦の平均理想こども数
- 夫婦の平均予定こども数
- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- 未婚者の平均希望こども数

こどもを生み、
育てることを
経済的理由で諦
めない

身近な場所で
サポートを
受けながら
こどもを
育てられる

どのような状況
でもこどもが
健やかに育つと
いう安心感を持
てる

こどもを育て
ながら人生の幅
を狭めず、夢を
追いかけられる

1年以内に結婚をするとした場合に「結婚資金」を結婚の障害と選択する人の割合：減少を目指す

若年層の実質賃金：増加を目指す
注）～19歳、20～24歳、25～29歳

若年層の被雇用者に占める、正規の職員・従業員の割合：増加を目指す
注）15～24歳、25～34歳

理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合：減少を目指す

保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合：増加を目指す

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合：90%

ひとり親家庭に属するこどもの進学率：増加を目指す

ひとり親家庭の親の就業率、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合：増加を目指す

養育費受領率：全体の受領率40%、養育費の取り決めをしている場合の受領率70%

社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関し、日頃から意見を表明できるこどもの割合及び満足度：増加を目指す

里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降のこども50%

「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う」人の割合：増加を目指す

第1子出産前後の女性の継続就業率：向上を目指す

結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていてと考えている人の割合：70%

4 原則 1：こどもを生み、育てることを経済的理由で諦めない

KPI第2階層

c. 1年以内に結婚をするとした場合に「結婚資金」を結婚の障害と選択する人の割合：減少を目指す

a. 若年層の実質賃金：増加を目指す
注) ~19歳、20~24歳、25~29歳

b. 若年層の被雇用者に占める、正規の職員・従業員の割合：増加を目指す
注) 15~24歳、25~34歳

d. 理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合：減少を目指す

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

同一労働同一賃金の徹底

- 1_パート・有期雇用労働法に基づく指導に対する是正割合【100%】
- 2_若年層の正規・非正規雇用労働者の賃金格差【減少】20~24歳、25~29歳、30~34歳

成長分野への労働移動の円滑化

- 3_職業情報提供サイト（job tag）の年間アクセス件数【増加】

リ・スキリングによる能力向上支援（個人の主体的なり・スキリングへの直接支援）

- 4_国の在職者への学び直し支援策について、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する（2028年度までを目処に）

いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応（いわゆる「年収の壁（106万円/130万円）」への対応）

- 5_「年収の壁」に近づく可能性のある方々が壁を乗り越えられるようにする
- 6_「年収の壁」に係る制度見直しについて検討【2024年度末までに結論を得る】

希望する非正規雇用労働者の正規化

- 7_わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合【前年度実績値以上】
- 8_25~34歳の不本意非正規雇用労働者の割合（非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態について主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合）【減少】

出産等の経済的負担の軽減

- (a.妊婦のための支援給付)
- 9_妊婦のための支援給付の支給要件を満たす者に対する支給率【2025年度以降 100%】
- (b.出産費用の見える化等)
- 10_分娩取扱施設情報提供ウェブサイト『出産ナビ』における、分娩取扱件数21件以上の直接支払制度利用施設の掲載率【100%】
- 11_無痛分娩を実施している医療機関のうち、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会（JALA）のHPに掲載されている医療機関の割合【前年度実績以上】

児童手当の拡充（児童手当の拡充）

- 12_児童手当の支給要件を満たす者に対する支給率：100%

医療費等の負担軽減（医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～）

- 13_こどもの保護者に対して適切な受診を促す周知・啓発を実施している自治体数【増加】

高等教育費の負担軽減（高等教育費の負担軽減）

- 14_多子世帯や低所得者世帯を対象とした大学等授業料等の無償化の認知率【増加】
- 15_授業料後払い制度の認知率【増加】
- 16_減額返還制度の認知率【増加】

子育て世帯に対する住宅支援の強化（子育て世帯に対する住宅支援の強化）

- 17_公営住宅において優先入居制度を行う自治体のうち、子育て世帯を優先入居の対象とする自治体数【増加】

4 原則 2：身近な場所でサポートを受けながら子どもを育てられる

KPI第2階層

e.保護者の子育てが地域で
支えられていると思う人の
割合：増加を目指す

f.「こどもの世話や看病に
ついて頼れる人がいる」
と思う子育て当事者の割
合 90%

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

妊娠期からの切れ目のない支援の拡充

(a.伴走型相談支援)

18_妊婦等包括相談支援事業の実施市区町村数【増加】

(b.産後ケア事業)

19_産後ケア事業の実施自治体数【2024年度末までに全国展開を達成】

20_産後ケア事業の利用率【増加】

(c.1か月児・5歳児健診、新生児マススクリーニング検査、新生児聴覚検査)

21_「1か月児」及び「5歳児」への健康診査実施自治体数【2026年度までにそれぞれ1,045か所(60%)達成】

22_新生児マススクリーニング検査(拡充した対象疾患に対する新生児マススクリーニング検査)の実施自治体数
【2026年度以降の全国展開をめざす】

23_新生児聴覚検査(公費負担)の実施自治体数【2026年度末までに1,741自治体(100%)】

(d.基礎疾患のある妊産婦や妊娠を希望する女性等に対する妊娠と薬に関する相談支援)

24_妊娠と薬外来と連携する性と健康の相談センターの数【2026年度末までに全都道府県の60%で実施】

多様な支援ニーズへの対応 (1)

(a.妊娠健診未受診、特定妊婦への支援)

25_妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある自治体数【2027年度までに1,741自治体(100%)】

26_特定妊婦等への支援 妊産婦等生活援助事業の実施事業所数【前年度の事業所数以上】

虐待の未然防止 (プッシュ型支援・アウトリーチ支援の充実)

27_こども家庭センターの体制整備【2026年度末までに全市町村】

28_児童育成支援拠点事業の実施自治体数【2026年度末までに286自治体】

29_親子関係形成支援事業の実施自治体数【2026年度末までに309自治体】

30_子育て世帯訪問支援事業の実施自治体数【2026年度末までに982市町村以上】

こども・若者視点からの新たなニーズへの対応

(a.ニーズに合わせた支援)

31_こども若者シェルター・相談支援事業の活用自治体数【前年度の自治体数以上】

(b.アウトリーチ支援)

32_虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業活用自治体数【前年度の自治体数以上】

早期発見・早期支援等の強化 (地域におけるこどもと家族を支える体制構築)

33_地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施自治体数【増加】

幼児教育・保育の質の向上 (a.公定価格 b.職員配置基準 c.処遇改善 d.経営情報の見える化)

34_配置改善 加速化プラン期間中の早期の1歳児の配置基準の改善の実現、保育士等の職員配置基準の改善の実施施設の割合
【増加】

35_処遇改善 保育士等の平均給与【増加】

36_見える化 保育所・幼稚園・認定こども園等の経営情報等の分析結果を公表した都道府県数【2025年度以降 全都道府県】

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 (a.こども誰でも通園制度の創設 b.制度実施の在り方の検討 c.基本分単価の引上げ)

37_こども誰でも通園制度 実施自治体数(拡充数)【2026年度までに100%】

38_病児保育事業の延べ利用児童数【増加】

放課後児童クラブの受け皿整備の推進

39_放課後児童クラブの受け皿【2026年度末までの早期に152万人】

40_常勤職員配置改善の補助メニューを活用する支援の単位数【増加】

多様な支援ニーズへの対応 (2) (b.こどもの居場所づくり)

41_こどもの居場所づくり支援体制強化事業の活用自治体数。【2024年度末までに95自治体以上】

42_地域こどもの生活支援強化事業の実施自治体数【2024年度末までに200自治体以上】

4 原則 3：どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持てる

KPI第2階層

g.ひとり親家庭に属するこどもの進学率：増加を目指す

h.ひとり親家庭の親の就業率、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合：増加を目指す

i.養育費受領率：全体の受領率40%、養育費の取り決めをしている場合の受領率70%

j.社会的養護下にあるこどもの権利擁護に関し、日頃から意見を表明できるこどもの割合及び満足度：増加を目指す

k.里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降のこども 50%

l.「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う」人の割合：増加を目指す

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援

(a.ひとり親家庭等への学習支援 b.貧困に対する地域の支援体制の強化)

43_こどもの生活・学習支援事業の実施自治体数【2024年度末までに440自治体以上】

ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等（1）

(a.ひとり親の就労支援)

44_高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者数のうち、就職者の割合【80%以上】

(c.児童扶養手当)

45_児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する認定率【99%以上】

ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等（2）

(b.養育費履行確保)

46_離婚前後親支援事業の実施自治体数【2024年度末までに270自治体以上】

児童虐待への支援現場の体制強化

47_児童福祉司の配置人数【2026年度末までに7,390人程度】

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備（1）

(a.一時保護の環境及び体制整備（ユニットケア等の推進）)

48_一時保護施設のユニットケア加算の活用自治体数【前年度の自治体数以上】

(b.こどもの権利擁護環境整備事業)

49_こどもの権利擁護環境整備事業の活用自治体数【2026年度末までに半数以上の児童相談所設置自治体で実施】

(c.社会的養護自立支援拠点事業)

50_社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所数【前年度の事業所数以上】

虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備（2）

(d.家庭養育環境を確保するための里親等委託の推進等)

51_里親支援センターの設置数【前年度の設置数以上】

地域における支援体制強化とインクルージョンの推進

(a.児童発達支援センター)

52_児童発達支援センター又はそれと同等の機能を有する体制を整備している自治体数【2026年度末までに全自治体】

(b.支援体制整備)

53_国や都道府県から助言等を受けて地域の障害児支援体制の整備を進めた市町村数【2026年度末までに全市町村】

専門的な支援の強化等

(a.専門的支援)

54_医療的ケア児等コーディネーターを配置している自治体数【2026年度末までに全市町村】

55_難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定している都道府県数【2026年度末までに全都道府県】

(c.障害児支援)

56_障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業の実施自治体数【増加】

4 原則 4：こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

KPI第2階層

KPI第1階層とこども未来戦略の施策

m.第1子出産前後の女性の
継続就業率：向上を目指す

n.結婚、妊娠、こども・子
育てに温かい社会の実現に
向かっていると考えている
人の割合：70%

男性育休の取得推進 (a. 男性育休取得率の目標の引上げ b. 育休取得の数値目標の設定等 c. 両親の育休取得の促進 d. 中小企業支援) ・制度面の対応（行動計画策定の際の育休取得状況の数値目標の設定、育児休業取得率の開示制度の対象拡大等） ・給付面の対応（両親ともに育休取得した場合の出生後休業支援給付の創設）等 57_ 男性の育児休業取得率【2025年に国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）85%（1週間以上の取得率）、民間50% 2030年に国・地方の公務員（一般職・一般行政部門常勤）85%（2週間以上の取得率）、民間85%】
多様な働き方と子育ての両立支援 (a. 雇用保険の適用拡大 b. 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置) ・雇用保険の適用拡大 ・国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置の創設 60_ 雇用保険の適用拡大については、2028年度に施行し、適用対象となる者に確実に適用されることを目指す 61_ 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置については、2026年10月に施行し、当該制度の適用対象となる者に確実に適用されることを目指す
育児期を通じた柔軟な働き方の推進 (a. 育児期を通じた多様な働き方の展開 b. c. こどもの年齢に応じた柔軟な働き方 d. 子や家庭の状況に応じた働き方 e. 育児時短就業給付 f. 子の看護等休暇 g. 労働者の健康確保のための仕組み) ・男女の希望を踏まえた、柔軟な働き方を実現するための措置の創設、育児時短就業給付の創設 等 58_ を参照 59_ を参照
こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革（妊娠、結婚、こども・子育てに温かい社会の実現） 62_ こどもまんなか応援サポーター宣言した自治体及び企業・団体等の数【増加を目指す】

1. 少子化対策・こども政策

令和8年度からの子ども・子育て支援金制度の準備状況

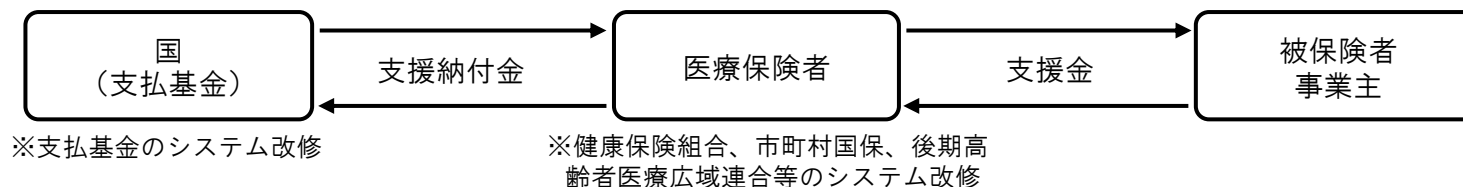
これまでの取組状況	今後の取組方針
○ 令和6年度補正予算において「子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム整備等」を計上し、医療保険者等が行うシステム改修等に要する費用の補助を順次実施。 ○ 社会保険診療報酬支払基金が子ども・子育て支援納付金の徴収事務等を行うために必要な法令を整備。	○ 引き続き、システム改修等に要する費用の補助を順次実施。 ○ 今後、関連審議会（部会）で子ども・子育て支援納付金に係る内閣府令制定（本年秋頃予定）や国民への周知・広報等について議論し、順次実施。 ○ その他、令和8年度からの制度施行に向けて医療保険者等に対する必要な支援等を行っていく。

令和6年度補正予算額 695億円

事業の目的

- 「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」及び「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）に基づき、令和8年度に創設する子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けて必要となる医療保険者等が行うシステム改修等に対する支援を目的とする。

※令和8年度の施行に間に合うよう、令和6年度補正予算において計上



事業の概要

- 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修事業
医療保険者等が行う保険料算定・収納システム等の改修に要する費用の補助を行う。
- 子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けた体制整備事業
医療保険者等が行う保険料算定等の準備業務や周知広報等に要する費用の補助を行う。

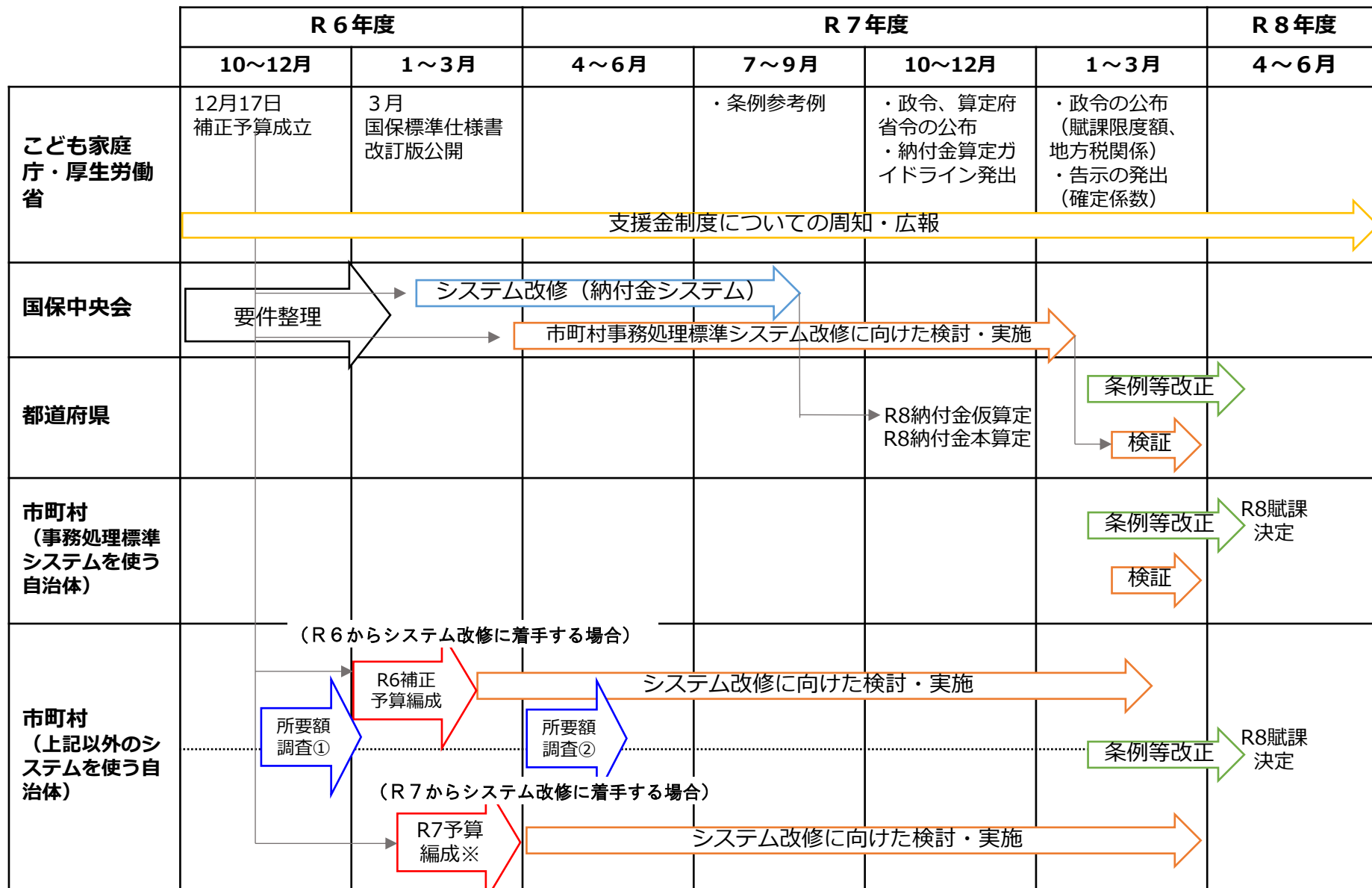
実施主体等

全国健康保険協会（1）、健康保険組合（健康保険組合連合会）（1,380）、都道府県（47）、市町村（1,741）、国民健康保険組合（158）、後期高齢者医療広域連合（47）、国民健康保険中央会（1）、社会保険診療報酬支払基金（1）

※（ ）内は医療保険者・自治体等数（健康保険組合、国民健康保険組合は令和6年4月時点）
※市町村は、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料収納業務等を実施

【補助率】
定額（10/10相当）

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



（※）令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。

1. 少子化対策・こども政策

「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方について

これまでの取組状況	今後の取組方針
○ 令和6年12月に「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」を公表。	○ 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。 あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保する。 ○ 例えば、人口減少地域等においては、地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、持続可能な保育機能の確保を進める。

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」と、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」に政策の軸を転換。あわせて「保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善」を強力に進め、制度の持続可能性を確保。
- 全国各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を最大限発揮し、全てのこどもの育ちの保障と、安心して子育てできる環境の確保が実現されるよう、国・自治体・現場の保育所等の関係者が政策の基本的な方向性と具体的な施策について認識を共有し、緊密に連携・協働して取組を強力に推進。

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める。【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備等の促進 等

○人口減少地域における保育機能の確保・強化

- ・現状・課題の分析に基づく計画的な取組の促進・多機能化の取組の促進 等

○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

- ・4・5歳児、3歳児の配置改善の促進、1歳児の配置改善
- ・保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等

○保育の質の確保・向上、安全性の確保

- ・保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進
- ・虐待や不適切な保育の防止・対応の強化 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める。
【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

○こども誰でも通園制度の推進

- ・制度の創設と実施体制の整備・円滑な運用や利用の促進 等

○多様なニーズに対応した保育の充実

- ・障害児・医療的ケア児等の受入体制の充実
- ・病児保育、延長保育、一時預かりの充実 等

○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

- ・相談支援や居場所づくり等の推進
- ・要支援児童への対応強化
- ・「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善 【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

○保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

- ・民間給与動向等を踏まえた改善・経営情報の見える化の推進 等

○保育DXの推進による業務改善

- ・保育所・幼稚園等におけるICT化の推進・給付・監査業務や保活の基盤整備 等

○働きやすい職場環境づくり

- ・保育補助者等の活用促進 等
- 新規資格取得と就労の促進・資格取得や就業継続の支援の充実 等
- 離職者の再就職・職場復帰の促進・保育士・保育所支援セクターの機能強化 等

○保育の現場・職業の魅力発信

- ・多様な関係者による検討・発信 等

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の量の拡大」から「保育の質の確保・向上」へ。人口減少を含めた地域の課題に応じた保育の量の確保を図るとともに、こどもの育ちを保障するための保育の質の確保・向上の取組を進める **【地域に必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】**

主な施策	具体的な取組
（1）市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保	①地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策 ○<u>地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保する。</u> - 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な施設整備や取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ、年度途中入所の調整に必要な職員の配置支援等）※ - 待機児童発生自治体に対する国による個別のヒアリング・対策に係る助言援助 - 待機児童対策協議会を活用した支援 等 ②人口減少地域における保育機能の確保・強化 ○<u>地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める。</u> - 各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な統廃合や多機能化等の取組への支援（施設整備の補助率の嵩上げ）※ - 人口減少に対応した公定価格 ※ - 地域の実情に応じた多機能化等の取組の促進 ※ - 必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備 等 ③公定価格における地域区分の見直し（令和6年人事院勧告を踏まえた対応について、他の社会保障分野の動向等も踏まえながら検討）
（2）保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）	○<u>保育の安全性と保育の質の確保・向上のため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育の提供体制の強化を進める。</u> 4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進 1歳児の職員配置の改善 ※ - 保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究 等
（3）保育の質の確保・向上、安全性の確保	○<u>保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進めるとともに、虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の質の確保・向上と安全性の確保を図る。</u> 【保育の質の確保・向上】 - 保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進 ※ - 巡回支援の推進 ※ - 保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進 - 保育士等の養成や研修の充実 ※ - 第三者評価等による質の評価・改善の推進 ・効率的・効果的な指導監査の推進 ※ 等 【安全性の確保】 - 虐待や不適切な保育の防止・対応の強化（法整備、調査研究や事案分析を通じたガイドラインの充実等） - 性暴力防止の対策推進（こども性暴力防止法施行に向けた対応の推進、研修の充実等）※ - 事故等の防止・対応の強化（安全計画の作成・運用の徹底、研修や啓発の充実、テクノロジーの活用推進等） - 保育所等における防災機能・対策の強化 ※ 等

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、多様なニーズにも対応しながら、全てのこどもについて適切な養育や健やかな成長・発達を保障していく取組や、家族支援・地域の子育て支援の取組を進める【**保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ**】

主な施策	具体的な取組
(1) こども誰でも通園制度の推進	○「こども誰でも通園制度」について、令和7年度に制度化（地域子ども・子育て支援事業として各自治体の判断で実施）、令和8年度に給付化（全自治体で実施）し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する。 ・令和8年度の給付化に向けた制度の構築、自治体支援等 ・実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援 ※ ・新たな研修内容・研修ツールを構築・作成し、人材育成を推進 ・障害児・医療的ケア児、要支援児童への対応 ・制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及 ・制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用 ※ 等
(2) 多様なニーズに対応した保育の充実	○障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化や病児保育等の充実を図り、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保する。 ・専門職の活用や児童発達支援センター等との連携等により保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進 ・併行通園の場合の障害児支援（児童発達支援事業所等）との連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進 ・医療的ケア児の受入れや保育の充実 ※ ・異なる文化的背景を持つこどもへの支援 ・病児保育、延長保育、一時預かり等の支援等の充実 ※ 等
(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進	○関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等の利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組、「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策等を進め、地域全体でこども・子育て家庭を応援・支援していく環境を整備する。 【家族支援や地域のこども・子育て支援】 ・利用児童の家族への養育支援や相談支援の推進 ・地域のこどもや子育て家庭への支援の推進 ・要支援児童への対応強化 ・こどもの居場所づくりの推進 ※ 等 【「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進】 ・「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・普及啓発、地域コーディネーター養成 ※ ・「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究の推進 等

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

※は令和6年度補正予算又は令和7年度当初予算概算要求等で拡充・見直し

保育人材の確保を一層促進するとともに、テクノロジーの活用等による業務改善を強力に推進し、業務の効率化と保育の質の確保・向上を図る。

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

主な施策	具体的な取組
(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善	○民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所・幼稚園等におけるモデル賃金や人件費比率等の見える化を進め、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善を進める。 ・民間給与動向等を踏まえた処遇改善 ※ ・処遇改善等加算の一本化と活用促進 ※ ・各保育所等の経営情報の継続的な見える化の推進 ※ 等
(2) 保育人材の確保のための総合的な対策	①働きやすい職場環境づくり ○保育現場の体制やサポートを充実するとともに、テクノロジーも活用しながら業務改善を進め、人材の参入や就労継続、保育の質の確保・向上につながる、働きやすい職場環境を確保する。 ・保育補助者や保育支援者等の配置による体制の充実 ※ ・巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートの充実 ※ ・休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進 ・テクノロジーの活用による業務改善の推進（後掲） 等 ②新規資格取得と就労の促進 ○保育士資格の新規取得や就業継続の支援の充実を図り、人材の参入や就労の継続を進める。 ・指定保育士養成施設への修学支援と保育所への就職促進 ※ ・保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援 ・地域限定保育士制度の一般制度化の検討 ・保育士養成課程の充実 ・保育士の登録に係るオンライン手続き化 等 ③離職者の再就職・職場復帰の促進 ○離職者の再就職や職場復帰の支援の充実を図り、潜在保育士が再び保育現場で活躍できる環境整備を進める。 ・保育士・保育所支援センターの機能強化 ※ ・再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等） ・潜在保育士の段階的な職場復帰支援 ・求人・求職の適切な環境の整備 等
(3) 保育の現場・職業の魅力発信	○保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめ国民の理解を深め、保育人材の確保を図る。 ・魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信 ・多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会の開催等） ・自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援 等
(4) 保育DXの推進による業務改善	○各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の向上に取り組むことができる環境を整備する。 ・保育現場における保育ICT（計画/記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）や、こどもの安全対策に資する設備等の導入推進 ※ ・給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現（保育業務施設管理プラットフォームの構築と活用推進）※ ・保活ワンストップの実現（保活情報連携基盤の構築と活用推進/就労証明書のデジタル化）※ ・保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備（①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発、をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」の実施）※ ・こども誰でも通園制度の利用に係るシステムの構築・運用（再掲） 等

令和7年度の保育政策における主な改善・見直し事項（予算、公定価格等）

- 人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」から「保育の質の向上」へ政策の軸を転換。令和7年度からは3つの柱を軸に保育政策を推進

※令和6年12月、こども家庭庁より「保育政策の新たな方向性～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～」を公表

地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

○地域の実情を踏まえた保育提供体制の確保を推進

■各地域の計画的な施設整備への支援

- ・地域の将来人口も踏まえながら、必要性の高い施設整備に対する優先的・重点的な支援、地域課題に応じた待機児童対策の推進

■人口減少の中での保育機能の確保・強化

- ・過疎地域の計画的な施設整備や多機能化に対する補助率高上げ（国1/2→2/3）
- ・過疎地域における多機能化のモデル事業の実施（R6補正）
- ・公定価格の定員区分の見直し（60名定員以下について10人刻みから5人刻みとし、定員と実員の乖離を縮小）

○1歳児の職員配置の改善（6：1→5：1）

- ・人材確保や保育の質の向上の観点も踏まえ、職場環境改善を進めている事業所（※）において1歳児の配置を5：1以上に改善した場合の新たな加算を設ける
※最低基準の改正は行わない
- （※）①処遇改善等加算を全て取得、②業務のICT活用を進めている（登降園管理+1）、③職員平均経験年数10年以上の全てを満たす事業所

○主任保育士専任加算等の要件の見直し

（災害時における地域支援を要件に追加）

○定員超過減算の見直し

※待機児童が発生している地域への経過措置あり
（減算適用となる定員超過の継続期間を5年から2年に引下げ）

○寒冷地加算の見直し

（国家公務員の寒冷地手当級地変更基準に準拠+激変緩和措置）

* 3～5歳児のみの小規模保育、虐待通報義務等の法改正

○保育DXの推進

- ・保育現場のICT機器（計画・記録、保護者連絡、登降園管理、キャッシュ決済）導入支援（R6補正）
- ・保育ICTのモデルとなる事例の創出・横展開を進めるための保育ICTラボ事業の実施（R6補正）
- ・給付・監査事務や保活の情報基盤等の構築（R6補正） ※R8稼働

全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

○こども誰でも通園制度を法律上制度化し推進

- ・令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断で実施
利用可能時間（補助基準上の上限）：10時間/月
人員配置基準：一時預かり事業と同様
（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士2分の1以上）
補助単価：年齢ごとの補助単価を設定
（0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円）
- ・令和8年度の本格実施（給付化 全自治体で実施）に向けて、給付等の制度設計や実施体制の確保（施設整備補助率国2/3）等を進める

○医療的ケア児支援の充実

（巡回支援の推進、園外活動費への支援）

○病児保育の充実

（感染症対応加算の創設）

保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

○保育士等の処遇改善の推進

- ・保育士等の公定価格上の人件費について令和6年度補正予算で措置した10.7%の改善を引き続き確保
- ・経営情報の継続的な見える化を施行
（保育所等は収支計算書や職員給与の状況等について事業年度終了後5月以内に報告。都道府県等は平均給与や各施設のモデル給与・人件費比率等を公表）
- ・処遇改善等加算ⅠⅡⅢについて事務手続きの簡素化等の観点から一本化（基礎分・賃金改善分・質の向上分の3つに区分、配分ルール簡素化、実績報告の一元化等）

○保育人材の確保

- ・保育士修学資金貸付事業の充実（就職準備金（20万円）を学費の貸付を受けていない養成施設学生にも対象拡大）（R6補正）
- ・保育補助者雇上強化事業の見直し（経験年数に応じた補助基準額）
- ・保育士宿舍借り上げ支援事業の見直し（補助基準上限額の見直し等）
- ・巡回支援の充実（保護者対応等の支援の追加等）
- ・社会福祉施設職員等退職手当共済の公費助成の継続

* 保育士保育所支援センター、地域限定保育士制度の法改正

1. 少子化対策・こども政策

保育士等の処遇改善

これまでの取組状況	今後の取組方針
○ 令和6年度補正予算では、10.7%の大幅な処遇改善を実施し、令和7年度予算でも財源を確保した上で、これを反映した。（平成25年度以降では、累計で約34%の改善を実施。） ○ 処遇改善等加算がⅠ～Ⅲの3種類あったところ、現場における事務手続きの簡素化等の観点から、令和7年度より、これを「処遇改善等加算」に一本化するため、審議会や団体からも御意見を伺いながら検討した上で、告示・通知の改正を実施した。 （※） 現行の3つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の3区分に整理。併せて配分ルールの簡素化や実績報告の一元化を実施した。 ○ 令和6年の子ども・子育て支援法等一部改正法において保育所等における継続的な経営情報の見える化を措置する（令和7年4月施行）とともに、「子ども・子育て支援情報公表システム」を改修し、新たに経営情報等に係る項目の報告等について、当該システムを活用できるよう機能拡張を行った。	○ 今後とも、こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。 ○ 新たな加算について周知等を進め、活用の促進を図る。 ○ 令和6年4月1日以降に始まる毎事業年度終了後5か月以内に、各特定教育・保育提供者から都道府県に対し、経営情報（収益及び費用、人員配置状況、職員給与の状況等）をシステム上で報告する運用を開始。都道府県は、①モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、②経営情報の集計・分析と結果公表に努めることとする。グルーピングした集計・分析結果の公表については、具体的な検討を進める。 （※） なお、経営情報の報告は事業年度終了後5ヶ月以内（令和7年3月に事業年度が終了する法人の場合は、令和7年8月末まで）に行うこととされており、①個別施設・事業者単位での公表は都道府県による確認後随時、②グルーピングした集計・分析結果の公表は報告日の属する年度内、を目途とする。

Ⅲ.「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

Ⅲ－1.「加速化プラン」において実施する具体的な施策

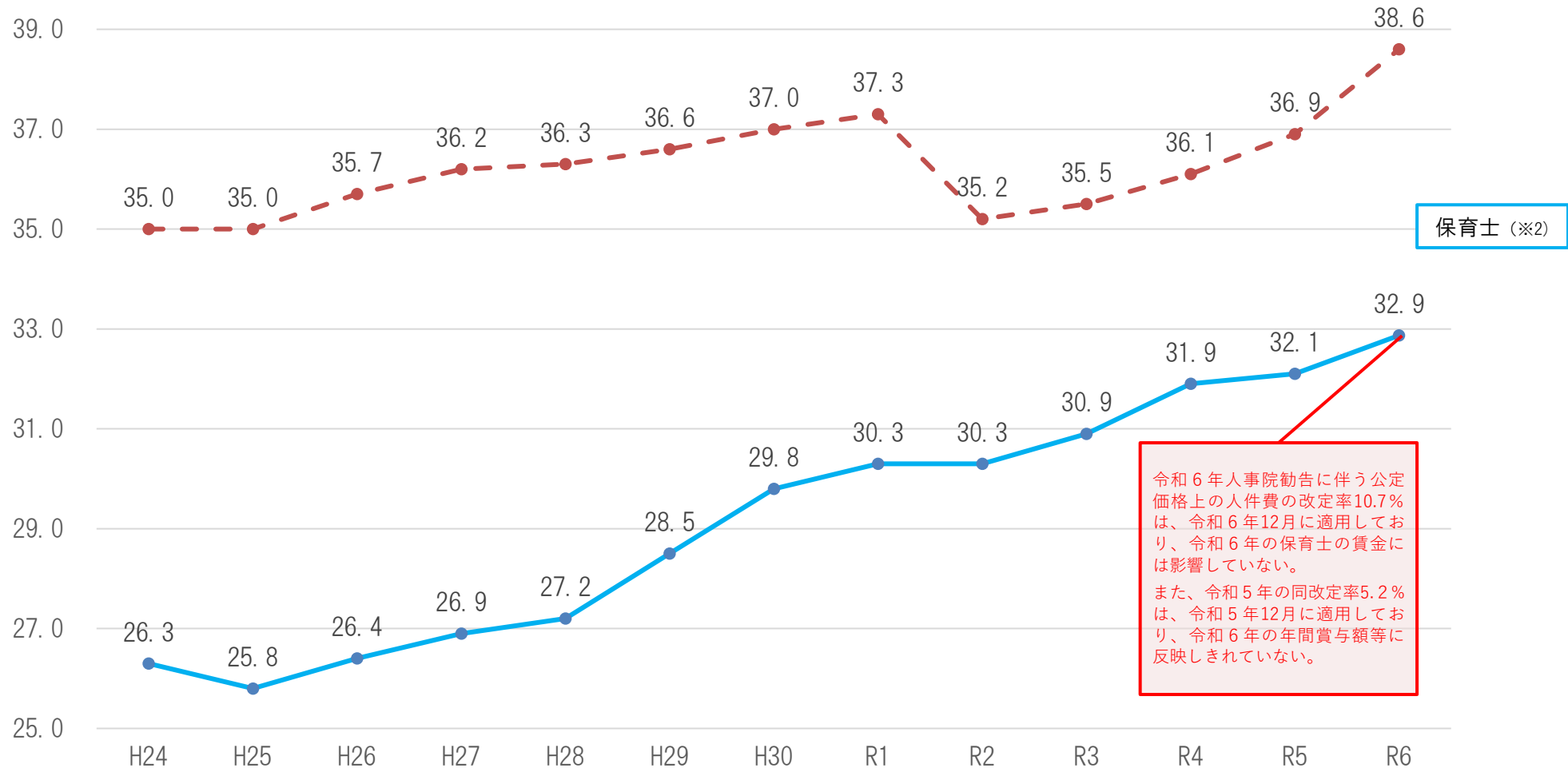
2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

(2) 幼児教育・保育の質の向上 ～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～

- 待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。
- このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公定価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理(2021年12月)を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。
- 具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準については、
 - ① 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う(経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。)
 - ② 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。
- また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。
- くわえて、費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県知事に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等を法定化する。

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収（万円）



資料：「賃金構造基本統計調査」（平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの）により、こども家庭庁保育政策課で作成。

（※1）「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

（※2）「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士（男女）の数値。

（注1）いずれも一般労働者（短時間労働者を含まないもの）の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

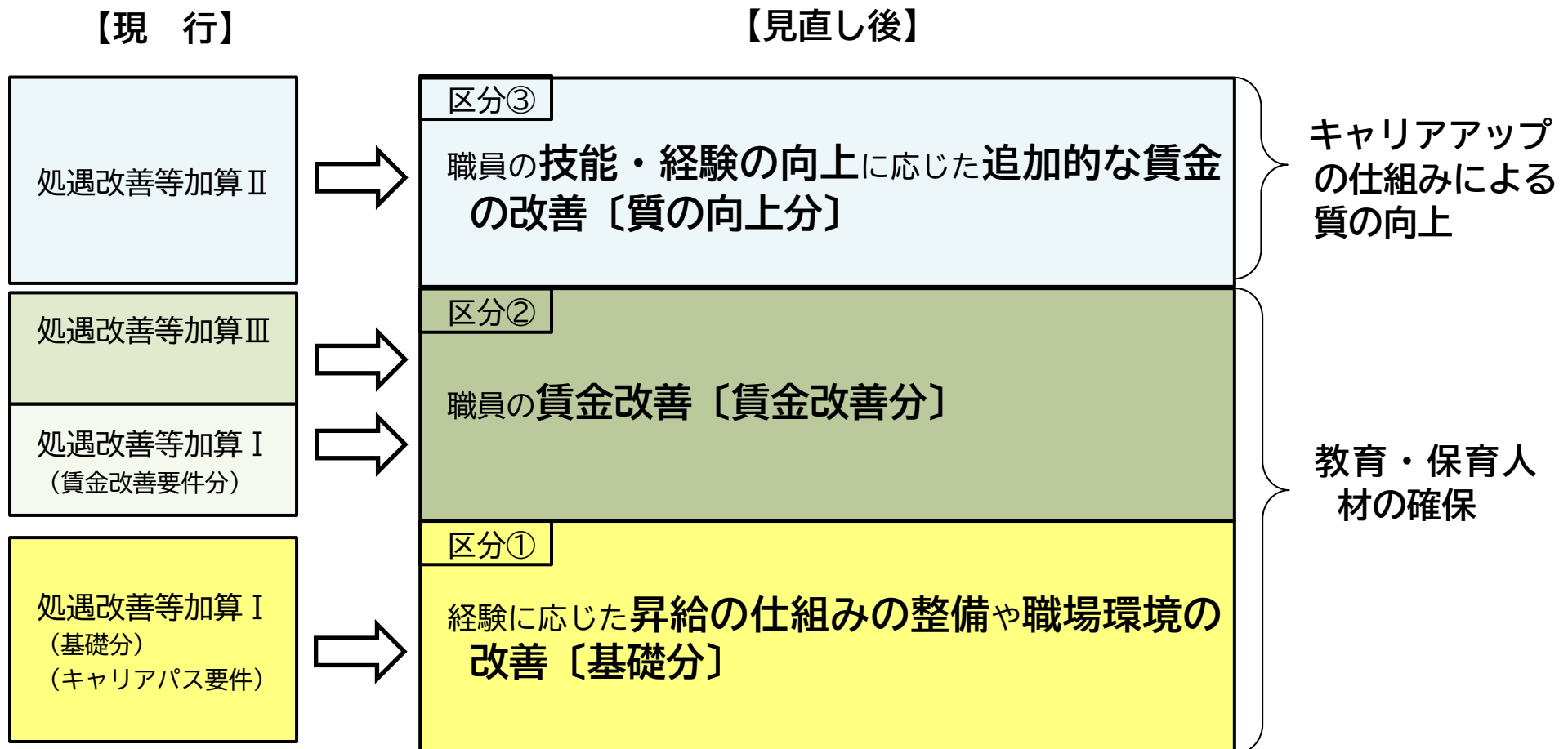
「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額（基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む）のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前年の1年間（原則として調査前年の1月から12月までの1年間）における賞与、期末手当等特別給与額（いわゆるボーナス）をいう。

処遇改善等加算の一本化について

- 処遇改善等加算（仮称）として一本化し、「区分1（基礎分）」、「区分2（賃金改善分）」、「区分3（質の向上分）」の各区分を設ける。
- 処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）及び処遇改善等加算Ⅲは賃金改善という観点から区分2（賃金改善分）として統合し、処遇改善等加算Ⅱは区分3（質の向上分）として区分。
- キャリアパス要件については、職場環境の改善という観点から、1年間の経過措置を設けた上で、区分1（基礎分）の要件とする。



保育所等における継続的な経営情報の見える化について

<経緯>

- 令和4年12月の公的価格評価検討委員会において、「処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の使途の見える化を通じた透明性の向上が必要。しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において順次進めていく必要がある。」などの基本的な考え方が示された。
- 令和5年1月より、子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議を開催し、令和5年8月28日に報告書を取りまとめ。
- 医療・介護分野においては、施設・事業所等の経営情報等に係る届出の義務化、国による集計・分析のためのデータベース整備、届出義務が履行されない場合の対応等の規定について整備し、**第211回通常国会で改正法が成立**。（医療分野：医療法・令和5年8月1日施行、介護分野：介護保険法・令和6年4月1日施行）

<現行制度>

- 子ども・子育て支援法第58条第1項に基づき、幼稚園・保育所・認定子ども園等の設置者（以下、「特定教育・保育提供者」という。）に、教育・保育情報を都道府県知事に報告することを求めている。
 - ・運営する法人に関する事項 ・施設等に関する事項
 - ・従業者に関する事項 ・教育・保育等の内容に関する事項
 - ・利用料等に関する事項 ・その他都道府県知事が必要と認める事項 等
- 同条第2項に基づき、都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された教育・保育情報を公表することを求めている。
- 子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を整備して、利用者の施設等の選択に資する情報をインターネット上で検索・閲覧できる環境を構築してきたところ。

<継続的な見える化の意義>

- 更なる処遇改善等を進める上で、費用の使途の見える化を進めることが重要である。
- 保護者が適切かつ円滑に教育・保育等を子どもに受けさせる機会を確保するためには、施設・事業所ごとの職員の処遇等に関する情報が公表されることが重要である。

<制度改正の内容>

- 特定教育・保育提供者に、**教育・保育施設の経営情報**を都道府県知事に報告することを求める。
 - ・**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
 - ・**毎事業年度の経営情報**（収支計算書、職員給与の状況等）について報告・届出を求める。
- 都道府県知事には、特定教育・保育提供者から報告された**経営情報を公表**することを求める。
 - ・**職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を個別施設・事業者単位で公表**。（モデル賃金や人件費比率等を想定。）
※個別の施設・事業者単位での収支計算書等の公表は行わない。
 - ・**経営情報の集計・分析とその結果の公表に努める**。（施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などに応じて集計した、人件費や人件費比率の平均値や分布状況等を想定。）
- 「ここdeサーチ」において、施設・事業者からの報告・届出、都道府県における確認・公表等の事務が簡便かつ効率的に実施できるよう、システム改修を実施。

新たな継続的な見える化の制度における報告・公表の在り方について※

施行期日・報告期限等

※本資料は「専門家会議報告書」に基づき記載。今後、こども家庭庁において、この内容を踏まえて報告様式、公表様式及びマニュアル等を策定予定。

- 新たな制度の**施行期日は令和7年4月1日**。**令和6年4月1日以降に始まる事業年度について報告対象**とする。
- 経営情報等の**報告期限は事業年度終了後5月以内**。**事業年度が令和6年4月1日～令和7年3月末日の場合、同年8月末日までに報告**。
- **ここdeサーチを経営情報等の収集・公表に活用**。施設・事業者は報告内容を入力、自治体は報告内容を確認、ここdeサーチ画面で公表。

報告する経営情報等

情報項目	①人員配置 基準上の配置と実際の配置、職員の属性情報等	②職員給与 賃金水準、処遇改善状況、職員の属性情報等	③収支の状況 収入・支出の科目別の金額、人件費関連科目の内訳等
報告内容	給付・監査等で通常把握されている情報	処遇改善等加算の実績報告書を活用	各法人の会計基準に従って作成する決算書類の様式を活用

※施設・事業者の基本情報（施設類型、法人形態、地域、規模等の属性情報）については既に登録済みのため、都道府県・事業者は更新の有無を確認する必要がある。

※人的資本に関する事項（休暇取得状況、ICT導入状況、研修制度、人材育成の取組等）について任意に記載することができるようにする。

グルーピングした集計・分析結果の公表

- 幼児教育・保育の全体像を俯瞰し、**公定価格の改善をはじめとする政策検討に活用**。
- 施設類型、法人形態、地域、規模等の**属性に応じてグルーピングして集計・分析**することで、**公平・公正な比較・検証を実施**。
- 平均値・中央値に加えて**分散・相関関係・時系列推移等の状況も明らか**にする。

（公表が想定される主な事項）

- ✓ 職員1人当たりの平均給与／年
- ✓ 給与総額に占める職種間の配分割合
- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率
- ✓ 配置人員の構成比（職種別、属性別等）
- ✓ 総収入に占める主要な支出区分の割合（人件費、収支差額等）

個別の施設・事業者単位での公表

- 個別の施設・事業者単位での情報公表の充実を通じて、**保護者による施設・事業者の選択や、保育士等の求職者の職場の選択やキャリアの検討等を支援**していく。
- **施設・事業者や従事者の権利利益を保護しつつ、幼児教育・保育の質の向上や保育士等の勤務環境の改善等の前向きな取組が適正に情報利用者に伝わる**ことを目指す。

①モデル給与

- ✓ 保育士等の幼児教育・保育に直接従事する常勤職員は必須記載（経験年数、役職等も明示）。その他職員は任意記載。
- ✓ 基本給、手当、賞与等や月収と年収の目安を明示。
- ✓ 給与決定方法、賞与支給基準、時間外手当・退職手当の取扱、福利厚生、その他職員の処遇に関する事項は任意記載。

②人件費比率

- ✓ 総収入に占める人件費の割合を明示。
※該当するグルーピングにおける平均値等を参考情報として併記。
- ✓ 「狭義の人件費」については必須記載。
※会計基準上の人件費、派遣職員経費、法定福利費の合計。
- ✓ 「広義の人件費」については任意記載。
※「狭義の人件費」の他、福利厚生費、研修研究費、職員採用経費、その他「広義の人件費」と判断するものの合計。

③職員配置状況

- ✓ 基準上の配置と実際の配置の比率を明示。
※職員配置に係る加算措置や地方単独補助の有無等を付記。

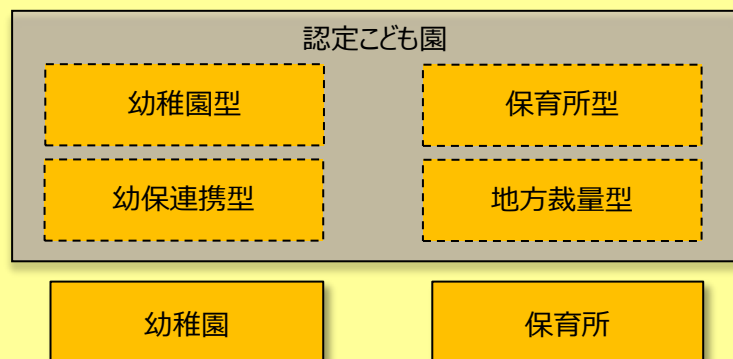
対象施設について

- 子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。
- このほか、**施設型給付を受けない幼稚園については個別施設・事業者単位で公表される項目に限り、任意で報告**を行えるようにする。

見える化の対象となる施設

- 報告された経営情報等※は、**施設類型、法人形態、地域、規模等の属性に応じてグルーピングして集計・分析した結果を公表。**
- あわせて、**モデル給与等を個別の施設・事業者単位で公表。**

施設型給付を受ける施設



地域型保育給付を受ける施設

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

※公立施設等については、その性格を踏まえ、収入・支出の状況、職員給与の状況等についての報告は求めないこととするが、「個別の施設・事業者単位での公表」を行う上で必要な情報の報告を求めることとする。

見える化の対象とはならない施設

- 基本的に、経営情報等の報告は不要。
- 「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者※については、個別公表される項目（モデル給与等）に限り、任意で報告を可能とする。

施設等利用給付を受ける施設



※国民や関係者に対する情報公表の充実を図る観点からは、「ここdeサーチ」に登録可能な施設・事業者（施設型給付を受けない幼稚園）も含めて、積極的な情報公表が行われることが有意義であり、継続的な見える化における情報公表の仕組みの運用に当たっては、これらの施設・事業者の個々の判断に基づく情報公表を行えるようにすることとする。

施設類型別の報告・公表対象情報について（一覧）

情報項目			認定こども園、保育所、 幼稚園等（私立）	認定こども園、保育所、 幼稚園等（公立）	施設型給付を受けない 幼稚園
人員配置に関する事項 ・公定価格基準上での配置人数 ・実際の配置人数 など	報告		○	○	任意
	公表	集計・分析結果	○	○	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
職員給与に関する事項 ・各種処遇改善等加算の取得状況 ・各職員の勤続年数、賃金 など	報告		○	△※1	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
モデル給与に関する事項	報告		○（一部任意※2）	○（一部任意※2）	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○	○	○（報告した場合）
収支の状況に関する事項 ・事業収入（収益） ・事業支出（費用）	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	×	×	×
人件費比率に関する事項	報告		○	×	任意
	公表	集計・分析結果	○	×	×
		個別施設・事業者単位	○	×	○（報告した場合）
人的資本に関する事項 ・法定・法定外休暇の利用状況 ・ICT導入の取組状況 など	報告		任意	任意	任意
	公表	集計・分析結果	×	×	×
		個別施設・事業者単位	○（報告した場合）	○（報告した場合）	○（報告した場合）

※1 職種別の合計給与額を報告。（個々の職員の給与については報告不要。）

※2 常勤保育士等のモデル給与のみが義務項目。保育士等以外の職種や非常勤職員のモデル給与等はすべて任意項目。